令和６年度　魚津市地域おこし協力隊事業連携事業者募集要項

1. 事業の目的と概要

都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、魚津市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を平成29年度から任用しています。

本事業では、隊員と協働してさらなる地域課題の解決や地域活性に意欲的な市内企業等（以下「受入事業者という。」）に隊員を派遣し、地域の活性化と地域産業の振興を目的とし、さらに、本事業を通して隊員が魚津市に定住・定着することも目的とします。

1. 「魚津市地域おこし協力隊事業（公募型）連携事業者募集申込書」（様式第1号）及び「活動支援事業等提案書」（様式第2号）を作成の上、**令和6年7月16日（火）17：00まで**、メール、郵送、または地域協働課窓口に提出してください。
2. 全国で協力隊員が増えている中、受入団体と隊員の間で、活動や方向性のミスマッチが生じている事例があります。このような状況を踏まえ、市が隊員を任用し、受入事業者に隊員のサポートを丸投げするのではなく、市担当課及び地域協働課（以下「市」という。）を含めた三者で関わっていく必要があると考えます。
3. 隊員の取り組む主なミッションは、次の2点です。

・受入事業者と協働して、地域における新たな事業の創出や課題解決に資する「地域活性化プロジェクト」に取組むこと。

・自身の隊員としての活動（受入事業者との協働活動の様子）をSNS等で市内外へ発信すること。

2.受入事業者としての応募要件

　　受入事業者として応募する場合は、次の要件を全て満たすことを条件とします。

1. 本拠地を魚津市内に置く法人（株式会社・合同会社・合名合資会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人・協同組合等）及び魚津市内に住所を置く個人事業主であること。
2. 隊員を自社の既存事業運営の補充人材ではなく、自社の新たな取り組み、挑戦に必要な人材として活用すること。
3. 事業に取組むことによる成果が、地域の課題解決や活性化につながる内容であるもの。（公益性が高いもの）
4. 取組む事業は、隊員には最長３年間の任期があるため、複数年の期間で取り組むことができること。
5. 隊員が任期中及び任期終了後も希望すれば、市内で居住、働き続けられる支援を行うこと。
6. 地域おこし協力隊制度の趣旨を理解し、隊員の事業者内外との円滑な関係構築を支援すること。
7. 受入事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
8. 隊員の活動内容、研修内容に関して責任を持つ担当者を配置し、その担当者は市からの問い合わせに迅速に対応すること。
9. 市担当課､地域協働課、受入事業者、隊員による定例会を実施すること。
10. 市民税の申告義務があり、市税を滞納している団体でないこと。
11. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
12. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第122号）第２条に規定する営業を行うものでないこと。
13. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているものでないこと。
14. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。
15. 隊員の任用採否選考について、受入事業者も参加すること。

3.募集人員

　　2名（受入事業者一者につき1名派遣）

4.任期

　　任用日から令和７年３月３１日までとしますが、最長で着任から３年を限度に再任することができます。任期は年度ごとに更新し、再任については、双方協議のうえ判断します。

　　ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中でも任用を取り消すことができるものとします。

5.隊員の資格（次の全ての条件を満たす方）

　⑴ 現在、3大都市圏などに在住し、隊員として任用された場合、魚津市に住民票を異動できる方

 ⑵　任用の日において18歳以上の方

 ⑶　心身が健康で、かつ、地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある方

 ⑷　地域おこし活動に意欲と責任を持ち、任期を全うする決意のある方

⑸　地域おこし協力隊の任期終了後、魚津市に定住する意思のある方

 ⑹　普通自動車免許証を取得している方（採用の日までに取得見込を含む）

 ⑺　基本的なパソコン操作（Ｗｏｒｄ、Excel、PowerPoint等）ができる方

1. 次のいずれにも該当しない方

・隊員募集開始日から遡及して1年の期間内に魚津市内に住民登録があると認められるもの

・受入事業者の代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている者の三親等以内の親族であると認められるもの

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの

・自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

・暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるもの

・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

6.受入事業者へ派遣する隊員の募集について

　　受入事業者が確定した後に、提出いただいた提案書を元に、市及び受入事業者との協議により隊員の募集要項を定め、募集します。

7.隊員の活動費

　⑴　活動に使用する車両は市で貸出します。（ガソリン代等の維持費は市が負担します。）ただし、隊員の通勤や活動以外での私的使用や受入事業者の構成員の使用を不可とします。

⑵　活動にかかる消耗品費・活動に必要な資格取得費用等は、予算の範囲内で市が負担します。費用負担が発生する場合は、事前に地域協働課に必ず確認願います。

8.隊員の待遇

1. 雇用形態

・隊員を市の会計年度任用職員（パートタイム）として雇用します。

・原則９時から17時の週５日間（７時間/日、35時間/週 勤務）

・休憩時間　60分

・時間外勤務手当　有

※超過勤務を命ずる場合がありますが、活動時間をずらすこと（フレックス勤務）や、振替休日取得で対応しています。

　⑵　休暇

　　・有給休暇…年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、ほか）

　　・無給休暇…子の看護休暇、介護休暇、病気休暇、ほか

1. 給与

・報酬…月額193,651円（本人負担福利厚生費含む。）

・期末手当…６月・12月支給

・通勤手当…通勤距離が片道２キロ以上の場合、距離に応じて支給

1. 住居

市が住居を準備します。また、入居初期費用及び家賃（４万円上限）は市が負担します。

9.スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 時期 |
| 受入事業者募集開始 | 令和６年６月10日（月） |
| 募集申込書等の提出期限（※別紙様式） | 令和６年７月16日（火） |
| 受入事業者の決定 | 令和６年７月下旬 |
| 事業者・市担当課・地域協働課・地域おこし協力隊コーディネーターによる隊員募集要領作成 | 令和６年８月 |
| 隊員の募集開始 | 令和６年９月上旬 |
| 隊員の募集期限 | 令和６年10月中旬 |
| 書類審査・オンライン面談 | 　　　　　〃 |
| 地域おこしインターンシップ（2週間程度）またはおためし地域おこし協力隊（3泊4日程度）受入 | 令和６年10月中旬～11月下旬 |
| 市・受入事業者による面接・採否決定 | 令和６年11月下旬 |
| 隊員任用（事業者受入） | 令和７年1月中旬～2月１日以降 |

10.審査基準

　　受入事業者の選定は、市担当部署及び地域協働課が書類審査及び面談審査を通じて行う。

（様式第1号）

魚津市地域おこし協力隊事業（公募型）連携事業者募集申込書

令和　　年　　月　　日

魚津市長　宛

|  |
| --- |
| 申込者 |
| 受入事業者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受入事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |

下記のとおり、共創型地域おこし協力隊の受入団体として申込します。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動テーマ |  |
| 主な活動先 |  |
| 具体的な事業内容 | 別添「提案書」のとおり |

申込にあたり、下記の内容を理解していることに間違いありません。

・地域おこし協力隊制度について理解していること

・隊員を受入事業者の利益追求ではなく、地域貢献活動に従事させること

・隊員は、単なる補充人材ではなく、市や受入事業者の新たな取組、挑戦にとって必要な人材であること

・隊員の任期終了後も希望すれば市内に居住、働き続けられるサポートを行うこと

・隊員の活動内容に関して、責任を持つ担当者を配置すること

【添付書類】

・提案書（隊員募集内容）

・受入事業者の定款またはそれに準ずる規約等

（様式第２号）

活動支援事業等提案書

|  |  |
| --- | --- |
| 受入事業者名 |  |
| 受入事業者の紹介 |  |
| 活動テーマ |  |
| 主な活動先 |  |
| 現状と課題 |  |
| 具体的な事業内容 |  |
| 隊員受入の必要性 | （隊員の配置により魚津市の活性化にどのような貢献や役割を目指すのか） |
| 隊員の役割や活動内容求める人物像等 | （事業の推進体制や能力・経験・年齢層等） |
| 隊員の支援体制及び地域住民との関わり方 | （隊員の支援体制、地域住民・関係団体との交流等） |
| 期待される効果 |  |
| 事業の継続性及び事業スケジュール |  |
| 隊員の任期満了後の定住・定着の支援体制 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問合せ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　魚津市地域協働課定住応援室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：池川・澤﨑

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0765-23-1095

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Mail：teiju@city.uozu.lg.jp